# 生活のしおり

（未決在所者用）

仙台少年鑑別所

# はじめに

今日から、あなたは、この少年鑑別所で生活することになりました。いろいろ不安なことがあるかもしれませんが、まずは、少年鑑別所で生活する期間と少年鑑別所でどんなことをするのかについて簡単に説明します。

## （1）期　間

あなたは、裁判所などの決定や命令で少年鑑別所に入ってきました。人それぞれ、入ってきた理由は違います。例えば、「勾留状」で入ってきた人は、少年鑑別所で過ごす期間は、原則として10日間ですが、場合によっては延長され、長くて25日間過ごす場合もあります。その他の決定や命令で少年鑑別所に入ってきた人には、個別に説明をします。また、この後、決定や命令が変わるようなことがあれば、すぐにあなたに知らせます。

## （2）少年鑑別所では何をするの？

「勾留状」で入ってきた人は、警察官や検察官の取り調べが行われます。その他の決定や命令で入ってきた人は、それぞれ事情が違いますので、個別に説明します。

それでは、今日からの生活の仕方などについて詳しく説明しますので、この「生活のしおり」をよく読んで、落ち着いて生活しましょう。

# Ⅰ　生活の仕方

## 1　生活のきまり

社会に**きまり（法律）**があるように、少年鑑別所にも守らなければならない**きまり（規則）**があります。よく読んで覚え、しっかり守って生活しましょう。

○　他の人に暴力を振るったり、けがをさせたりしないこと。

○　他の人を脅したり、脅して要求ごとをしたりしないこと。

○　かけ事やそれに似たようなことをしないこと。

○　他の人の持ち物を盗まないこと。

○　面会や手紙を利用して、他の人を脅したり、かけ事やそれに似たようなことをしたり人に頼んだりしないこと。

○　そのほか、法律に触れるような行為をしないこと。

○　他の人とけんかや口論をしないこと。

○　他の人を言葉で傷つけたり、いじめたり、ばかにしたりしないこと。

○　部屋の中で大きな物音をたてたり、騒いだりしないこと。

○　人が嫌がることをしたり、言ったりしないこと。

○　自殺しようとしないこと。

○　自分の体を傷つけたり、入れ墨を入れたり、髪やまゆ毛を抜いたりしな

いこと。

○　理由もなく食事をとるのを拒否しないこと。

○　食べ物や飲み物以外の物を食べたり飲んだりしないこと。

○　職員の指示に従わなかったり、勝手な振る舞いをしたりしないこと。

○　職員にしつこく言い寄るなどして困らせないこと。

○　うその申出をしないこと。

○　少年鑑別所の設備にいたずらをしないこと。

○　逃げようとしたり、逃げる計画を立てたりしないこと。

○　部屋の設備や借りている物を壊したり、汚したりしないこと。

○　面会・手紙以外の手段で外の人と連絡をとったり、とろうとしたりしないこと。

○　危険なものを居室内に持ち込んだり、それを用いて建物を壊したり、他の人に危険を及ぼすようなことはしないこと。

○　火を起こしたり、有毒なガスを発生させたりしないこと。

○　ものをまき散らして部屋の中を汚したり、落書きをしたりしないこと。

○　健康診断を拒否したり、必要な診療を拒否したりしないこと。

○　わいせつな行為や他の人に性的な行為をしないこと。

○　手続を受けずに、ものを隠し持ったりしないこと。

○　許可なく、ものを製作しないこと。

○　自分の持ち物や少年鑑別所から借りた物を、他の人と交換したり、貸し借りしたりしないこと。

○　自分の持ち物や少年鑑別所の物を、許可を得ずに勝手に捨てないこと。

○　食事や菓子を、他の人と交換したり、他の人に与えたりしないこと。

○　他の人にプライバシーに関わること（住所・電話番号・審判日・事件のこと・地元のこと・家族のこと・友人のことなど）を聞いたり、教えたりしないこと。

○　運動、入浴、移動中など他の人との会話が禁止されている場面で、理由もなく会話をしないこと。

○　決められた場所から勝手にいなくならないこと。

○　他の部屋の人に窓越しで話したり、呼びかけたり、合図をしたり、紙切れなどで連絡を取り合ったりしないこと。

○　廊下を歩く際、他の部屋をのぞかないこと。

○　自分の手紙を他の人に書かせないこと。

○　決められた点呼を受ける位置や、布団を敷く位置、居室の中の物の位置を勝手に変えないこと。

○　その他、他の人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

○　これらのきまりを他の人に破るようそそのかしたり、破ることを手伝ったりしないこと。

以上のことを守れなかったときは、規則違反があったかどうかを調査します。そして、違反があった場合には、二度とそのようなことをしないための手立てをとることがあります。

## ２　健康診断・診察

入所後の最初の診察日に、医師による健康診断を行います。今までのけがや病気のこと、現在のけがや病気のこと、薬や食べ物のアレルギーについてきちんと説明してください。

具合が悪いときは、診察を申し出てください。また、具合が悪そうなときには、診察を受けてもらうことがあります。費用はかかりません。

入所前にあなたを診察してくれていた医師の診療を受けたい場合には、認められる場合がありますので、職員に相談してください。

＜薬が出されたとき＞

食後や寝る前など、決められた時間になったら職員が部屋まで持って行きます。職員から薬をもらってください。もし、時間になっても職員が持ってこない場合は、申し出てください。

飲み薬は、口に入れたら、飲み込む前に薬がきちんと口の中にあるかを職員に見せます。飲み終わったら、口を大きく開け、舌を上げて、薬が口の中に残っていないかを職員に見せます。さらに、コップに薬が残っていないかを見せてください。

塗り薬は、使用し終わったら食器口のところに置いておいてください。

## ３　運　動

運動には、部屋の外で行う運動（屋外運動、屋内運動）と、部屋の中で行う運動（室内運動）の２種類があります。

### （１）部屋の外で行う運動（屋外運動、屋内運動）

土日、祝日以外の平日に行います。天気が良く、グラウンドを使える日はグラウンドで行います（屋外運動）。グラウンドを使えない場合には、レクリエーション室などで行うことになります（屋内運動）。

部屋の外で行う運動への参加を希望する人は、当日の朝に希望を聞きますので、そのときに申し出てください。運動着を貸しますので、着替えて待っていてください。

部屋の外で行う運動は、他の人と一緒に参加する場合もあります。迷惑を掛けないように職員の指示にきちんと従って参加してください。従えない

ときは、参加できない場合もあります。

### （2）部屋の中で行う運動（室内運動）

部屋の中で行う運動（室内運動）は、ビデオが流れているときに体を動かすことができます。参加する場合に職員に申し出る必要はありません。ビデオが流れている間は、ビデオの動きとは関係なく、部屋の中で、ストレッチ、腕立て伏せ、腹筋運動を行うことができます。ただし、部屋の中の物品やヒーター、壁などの構造物を利用しての運動はできません。また、他の部屋には学習や読書をしている人もいますので、できるだけ周りに迷惑にならないようにして行ってください。

部屋の中で運動を行う際は、必ず服を着て運動してください。汗をかくときは、運動着を貸しますので、職員に申し出て着替えましょう。

なお、ビデオが流れていない時間であっても、短時間であれば、体をほぐすためなどに、首や腕を回したり、背伸びをしたりすることができます。ただし、ジャンプなど音や振動をともなう運動は禁止します。

## ４　入　浴

体を清潔に保つために、決められた日には入浴を行います。健康上の理由で、入浴が禁止されている場合などを除き、必ず入浴してください。体調が

すぐれない人は、職員に申し出てください。

＜入浴を行う日＞

原則として月、水、金曜日ですが、祝日等の関係で曜日や回数が変更になることがあります。入浴時間（脱衣所に入ってから出るまで）は、約２０分間です。これ以外に、夏季など運動後にシャワー浴を実施する場合があります。

浴室には、シャンプー、タオルが備えてありますので、浴室に持っていかなくても大丈夫ですが、以下の持ち物は忘れないでください。

- 石けん
- 着替え
- 洗濯ネット

＜入浴の仕方＞

① 浴室に入ったら、まず身体や髪を洗います。シャワーを使うときは、周りの人にお湯が掛からないように座って使いましょう。

② 石けんやシャンプーをよく洗い流してから、浴槽に入ります。浴槽に入るときは温度を確かめて、やけどをしないように気をつけましょう。

③ 浴槽から出たら、まず洗い場で体についた水滴を拭き、しずくがたれなくなってから脱衣所に上がります。

④ 浴室を出るときは、浴室内を整頓し、壁や床に付いている泡や髪の毛など

を洗い流します。

## ５　洗　濯

少年鑑別所から貸与された衣類（室内着や運動着）や寝具類（枕カバー、シーツなど）は、少年鑑別所で洗濯します。職員の指示に従って衣類を洗濯に出してください（「洗濯予定表」参照）。

少年鑑別所から貸与されたものではない私物の衣類のうち、洗濯機で洗濯できる衣類については、希望すれば少年鑑別所で洗濯することができます。その場合は、「無料洗濯願」を出してください。

洗濯による色落ちや劣化については責任を負えませんので、心配な人は、宅下げ（家族の人に引き取ってもらうこと。）をして洗濯してもらうか、専門の洗濯業者に頼んでください。

少年鑑別所に洗濯を頼む場合は、他の人の物と混ざらないよう、私物と下着、靴下については、基本的には洗濯ネットに入れて出してください。

私物の衣類の洗濯を専門の洗濯業者に頼みたい場合は職員に申し出てください（洗濯業者による洗濯は７日から１０日間ほどかかります。）。代金は、原則として自己負担（領置金から支払う。）となります。

## ６　清掃と整理整頓

部屋に備えつけてあるほうきやぞうきんを使って、毎日そうじしてください。また、整理整頓を心掛けてください。少年鑑別所で生活している間に部屋が替わることがあります。部屋を替わるように言われたら、衣類や本などをすぐにまとめましょう。次の人が気持ち良く使えるよう、改めてきちんとそうじしてください。特にトイレや洗面台はきれいにしてください。忘れ物がないように注意してください。

## ７　かみそり・綿棒・つめ切り・調髪

### （１）かみそり

ひげをそりたい人、顔のうぶ毛をそりたい人は、入浴時に申し出てください。かみそりを貸し出します（男子のひげそりは入浴のたび、女子の顔そりはおおむね月に１回程度。）。自分の電気かみそりを使用したい人は申し出てください。かみそりでまゆ毛や髪の毛をそったり、整えたりすること、顔以外の体毛をそることは認められませんので注意してください。

### （２）綿棒

綿棒を使いたい人は、入浴後に職員に申し出てください。使用した綿棒はごみ箱に捨ててください。

### （３）つめ切り

つめ切りを使いたい人は、入浴時に申し出てください。入浴が終了してから貸し出します。使い終わったら、食器口の上に置いておいてください。

### （４）調髪

髪を切りたい人は、おおむね１月に１回、理容師に切ってもらうことができますので、希望があれば申し出てください。ただし、理容師の都合や審判日などにより、実施できない場合もあります。

少年鑑別所でできるのは、伸びた髪の毛を切る、すく（量を減らす。）などして今の髪型を整えることや、丸刈りやスポーツ刈りなどです。料金は無料です。詳しくは職員に質問してください。

なお、有料による調髪も可能です。

## ８　お金の取扱い

入所時に持ってきたお金や、差し入れられたお金は、少年鑑別所で預かります。預けたお金は少年鑑別所が責任をもって管理し、退所するときに渡します。

なお、預けたお金で日用品やお菓子などを購入することができます。

# ９　宗教教誨（しゅうきょうきょうかい）

信仰（しんこう）している宗教（しゅうきょう）・宗派（しゅうは）の先生（せんせい）と話（はなし）をしたい、または話（はなし）を聞（き）いてみたいと思（おも）ったときには、少年鑑別所（しょうねんかんべつしょ）の中（なか）で、宗教（しゅうきょう）の先生（せんせい）と話（はなし）をすること（これを「宗教教誨（しゅうきょうきょうかい）」といいます。）ができます。希望（きぼう）がある場合（ばあい）には、職員（しょくいん）に「宗教教誨（しゅうきょうきょうかい）を希望（きぼう）する。」と申（もう）し出（で）てください。

なお、次（つぎ）の注意事項（ちゅういじこう）をよく理解（りかい）した上で、希望（きぼう）を申（もう）し出（で）るようにしてください。

**＜注意事項（ちゅういじこう）＞**

○　申出（もうしで）をしても、宗教（しゅうきょう）の先生（せんせい）の都合等（つごうとう）により、あなたの希望（きぼう）どおりに実施（じっし）できない場合（ばあい）があります。

○　「接見禁止決定（せっけんきんしけってい）」がなされている人（ひと）は、宗教教誨（しゅうきょうきょうかい）を希望（きぼう）することはできません。

○　宗派（しゅうは）の希望（きぼう）を聞（き）くことはできますが、あなたがふだんつき合（あ）いのある宗教（しゅうきょう）の先生個人（せんせいこじん）を指定（してい）することできません。あくまで、少年鑑別所（しょうねんかんべつしょ）が紹介（しょうかい）する同（おな）じ宗教（しゅうきょう）・宗派（しゅうは）の先生（せんせい）と話（はなし）をしてもらうことになります。

○　宗教教誨（しゅうきょうきょうかい）を受（う）ける際（さい）には、宗教（しゅうきょう）の先生（せんせい）に、あなたの個人情報（こじんじょうほう）（性別（せいべつ）、年齢（ねんれい）、今回（こんかい）の事件（じけん）のことなど）を事前（じぜん）に伝（つた）えることがあります。ただし、宗教（しゅうきょう）の先生（せんせい）が、あなたの個人情報（こじんじょうほう）をほかの人（ひと）にもらすことはありませんので、安心（あんしん）してください。

○　あなた以外にも同じ宗教・宗派の教誨を希望する人がいたときには、一緒に宗教教誨を行う場合があります。

# 10　様々な支援

少年鑑別所では、あなたがいろいろなことを学んだり、自分の将来を考えたりするきっかけとしてもらえるようなプログラムを用意しています。義務ではなく希望制になっていますので、希望のある人は職員に申し出てください。

## （1）学習支援

学習用教材として「ＳＴＥＰ」という冊子（問題集）を準備しています。解答集は別にありますので、答え合わせをしたい人は申し出てください。

また、図書交換のときに、娯楽用の書籍以外に、参考書や問題集等を借りることができます。これらは備付書籍等の貸出し冊数には数えません。必要なだけ借りることができます。小中学校の復習や高校受験、高卒認定、大学受験などにも役立ちますので、遠慮せずに借りましょう。

このほか、外部から先生を招いて、個別学習指導を行っています。希望する人は、職員に申し出てください。

## （2）進路選択支援

進路選択（就職や人生設計）の参考になる情報を掲載したワークブッ

クを準備していますので、取り組んでみてください。

また、少年鑑別所には、就職や資格取得など今後の生き方のヒントになる本がたくさんあるので、図書交換のときに借りてみましょう。学習教材と同じように、就職や資格等についての本は貸出し冊数には数えません。必要なだけ借りることができます。

このほか、職業や仕事について、外部講師（ハローワーク職員等）による講話を行うことがあります。そのつど参加の希望を聞きますので、積極的に参加してみましょう。

（3）レクリエーション

季節の行事（七夕、クリスマス会、節分等）やテーブルゲームなどを行うことがあります。そのつど参加の希望を聞きますので、積極的に参加してみましょう。

## 11　職員に相談したいことがあったとき

あなたに悩んでいることや困っていることがある場合、職員が分かる範囲で、個別に相談に応じますので、希望があれば申し出てください。また、少年鑑別所の職員に伝えておきたいことなどがある場合についても、個別に相談に応じますので、希望があれば申し出てください。

職員に相談を申し出たくても、直接言い出しにくければ、希望があること

を日記に書いてください。あなたが申し出た時間や曜日によっては、すぐに応じるのが難しい場合もありますが、可能な時間に相談に応じます。

## 12　少年鑑別所の生活で苦情があるとき

この少年鑑別所で生活している間に、不満や納得がいかないことが出てきて、「苦情を言いたい。」と思うことがあるかもしれません。そのようなときには、次の二つの方法があります。

（１）救済の申出

（２）苦情の申出

このうち（２）の苦情の申出は、監査官に申し出るものと、少年鑑別所長に申し出るものとの２種類があります。ここでは、これらのやり方や、これらのことで知っておいてほしいことについて説明します。大切なことですので、よく読んでしっかり理解しておくようにしてください。

### （１）救済の申出

この少年鑑別所の中で、あなたが受けた処遇について苦情があり、その措置を取り消してもらいたいときには、法務大臣に対して救済を申し出ることができます。

※　あなたが受けた「処遇」とは？

所長やその他の職員から、あなたが受けた様々な取扱いのことをいいます。ここいるほかの人が受けた取扱いのこと、他の少年鑑別所でのこと、これから受けるかもしれない取扱いのこと、家庭裁判所調査官との間であったことや家庭裁判所の決定などは含みません。

**＜救済の申出の方法＞**

① 法務大臣に対して救済を申し出たい場合には、職員にそのことを伝えてください。「救済の申出又は苦情の申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

② その後、言いたいことを記入する「救済申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。

③ 「救済申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

④ 「救済申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑤ 「救済申出書」を作成したら、職員に申し出てください。「救済の申出書」以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒や切手は自分のものを使います。封筒や切手を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談し

てください。

**宛て先**：〒１００－８９７７　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務大臣

あなたが出した封筒は中身を開けず、そのまま法務大臣のところに届けられます。その後、必要な手続がとられ、結果があなたのところに伝えられます。

⑥　この法務大臣に対する救済の申出は、次のことに限り、あなたがここを退所したあとも行うことができます。ただし、退所した翌日から３０日以内に限られますので、注意してください。

○　外国語の書籍等又は新聞の翻訳をするための費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

○　面会のときに通訳するための費用や、手紙を出したり受け取ったりするときに翻訳する費用を自分で払ったことについて苦情があるとき

○　差し止められた手紙や削除、抹消された手紙の一部分の写しを退所時に引き渡されなかったことについて苦情があるとき

○　職員から力ずくで体を押さえられたり、手錠をかけられた場合や一般の部屋から保護用の部屋（保護室）に入れられたことについて苦情があるとき（職員から有形力の行使等を受けた）

救済の申出の手続について分からないことがあれば、相談を受ける職員

（相談員）がいますので、申し出てください。相談員は相談の内容の秘密を守りますので、安心して相談してください。ただし、相談員の職員に、直接、救済の申出等をすることはできません。

## （２）苦情の申出

苦情の申出は、あなたが受けた処遇について、苦情を申し出ることができる制度です。

苦情の申出は、審判日が近くなってからしても、退所までに処理が間に合わず、処理結果の説明を受けられなくなることがあります。

### ＜監査官に対する苦情の申出の方法＞

① 監査官に対する苦情の申出ができる日は限られています。監査官への苦情の申出ができる日が近づいたら事前に知らせます。

② 監査官に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接をして伝える方法の２種類があります。監査官に対する苦情の申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えてください。「救済の申出又は苦情の申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

③ 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「監査官苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を

保管する封筒を渡します。

④　「監査官苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

⑤　「監査官苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑥　「監査官苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

　あなたが封をした封筒は中身を開けず、監査官のところに届けられます。

⑦　監査官に直接会って、苦情を申し出る場合は、監査官との面接当日、監査官の面接の準備ができたときに声を掛けます。

⑧　監査官に書面を提出したり、直接会って苦情を伝えると、監査官が必要な調査などを行い、結果があなたのところに伝えられます。

**＜少年鑑別所長に対する苦情の申出の方法＞**

①　所長に対する苦情の申出は、書面による方法と、直接面接して伝え

る方法の２種類があります。所長に対する申出をしたい場合は、職員にそのことを伝えてください。「救済の申出又は苦情の申出を希望することについて」という紙を渡すので、必要なことを記入してください。

② 書面で行う場合は、あなたに、言いたいことを記入する「所長苦情申出書」と、書き方を説明した「作成要領」と、書きかけの申出書を保管する封筒を渡します。

③ 「所長苦情申出書」に必要なことを記入してください。記入は自分で行い、他の人に手伝ってもらうことはできません。

④ 「所長苦情申出書」を書いている途中で、調査や運動などで居室を出るときは、保管用封筒に入れて、机の中にしまってください。

⑤ 「所長苦情申出書」を作成したら、職員に申し出てください。苦情申出書以外のものが封筒に入っていないかを職員が確認してから、封筒に封をしてください。このときに、封筒は自分のものを使います。切手を貼る必要はありません。封筒を持っていない場合で、買うお金もない人は、職員に相談してください。

⑥ 所長に直接会って、苦情を申し出る場合は、所長あるいは所長の指名した職員が話を聞きますので、準備ができたときに声を掛けます。また、必要に応じて、事前に言いたいことを紙に書いてもらうことも

あります。

⑦　所長に書面や直接会って苦情を伝えると、所長が必要な調査などを行います。

⑧　調査が終わると、所長は、あなたが申し出た事実があったかどうか、事実があった場合にあなたが受けた処遇は正しかったと認めるかどうか、これから少年鑑別所が改善すべきことは何かなどについて決めます。その結果は、所長又は所長から指名を受けた職員があなたに伝えます。

### （3）注意点

救済の申出や苦情の申出をしたことによって、家庭裁判所が不利な決定をすることはありません（家庭裁判所には申出の内容を伝えません。）。また、職員があなたを不利益に取扱うこと（例えば、職員が嫌がらせをするなど）はありませんので、安心してください。申出をすること自体は悪いことではありませんので、申出をしたことで、少年鑑別所があなたのことを悪く評価することはありません。

「法務大臣に対する救済の申出」と「監査官に対する苦情の申出」をした場合は、申出をしたことをあなたの保護者その他相当と認められる人へ通知します。処理結果（法務大臣や監査官の判断）については、保護者その他相当と認められる人が通知を希望するときで、あなたが同意すると

きに通知します。

## 13　少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所の運営の改善向上のため、少年鑑別所視察委員会が設置されています。

### （1）視察委員会

弁護士や医師などの少年鑑別所の職員ではない第三者により構成されています。少年鑑別所の視察を行い、その運営に関し、少年鑑別所の長に意見を述べるものです。

### （2）委員による面接、意見や提案の提出

あなたは、視察委員会の委員との面接を希望することができます。また、視察委員会に対し、あなたから意見や提案を書面で提出することもできます（意見等を記載する用紙はこの冊子に挟んであります。）。意見を提出する提案箱は寮の廊下に置いてあります。その前を通るときに提出してもかまいませんし、職員に申し出てもかまいません。

なお、視察委員会の開催時期によっては、面接を希望しても実施することができない場合もあります。

あなたが希望していなくても、委員があなたと面接したいという場合があ

ります。そのときは職員が声を掛けます（面接をするかしないかは、あなたの判断です。）。

## 14　生活する上で心がけること

最初に「生活のきまり」について説明しました。それに加え、健康的に気持ちよく生活するために、次の点についても、できるだけ心がけて生活しましょう。

○　食事はきちんと食べ、健康に気をつけましょう。

○　服装やみだしなみはきちんとし、だらしなくならないようにしましょう。

○　部屋はきちんと掃除し、いつも清潔にしておきましょう。

○　自分の物や借りたものは、きちんと管理し、大切に使うようにしましょう。

○　周りの人が嫌な思いをしないよう気を使って生活を送りましょう。

○　整理整頓を心がけましょう。

○　言葉づかいや振るまいに注意して、礼儀正しくしましょう。

○　体の具合が悪いときは、早めに職員に申し出るようにしましょう。

○　就寝時間帯は、横になって目をつぶり、眠ることに意識を向けましょう。
減灯後の読書は目が悪くなるので、やめましょう。

○　横になって寝ていい時間帯以外に、寝転がらないようにしましょう。

# Ⅱ　物の取扱い

## （貸与・支給、差入れ・購入など）

### １　衣類や日用品

所内生活で必要な衣類、寝具、日用品等は全て少年鑑別所が用意します。入所時に持ってきた荷物やお金は、少年鑑別所で預かりますが、これらは少年鑑別所から出るときに返します。

なお、希望すれば、自分が持ってきたものを使用することができたり、差し入れてもらったり、自分で買ったりできるものがあります。ただし、他の少年鑑別所と同じとは限りません。

**（１）少年鑑別所が貸与する（貸し出す）ものや支給する（与える）もの**

少年鑑別所で貸与、又は支給している日常生活に必要なものは、「給貸与品一覧表」のとおりです。

**（２）少年鑑別所で使用することができる私物**

持ち込んだものや購入したもの、差し入れられたもののうち、部屋で使用できるものは「所内で使用可能な私物一覧表」のとおりです。ただし、表の中にあっても、とても高価だったり、華美だったりして、少年鑑別所の中で使用することが不適当なものなどは、使用できないこともあります。ま

た、ノートについては、書き込みがあると許可されない場合もあります。医療用品については、医師の許可が必要となる場合があります。

自分のものを使用したい場合には、入所の手続のあと、又は毎週水曜日の午前８時３０分から午後５時までの間に職員に申し出てください（ただし、あなたが当事者で係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又は写し、眼鏡その他の補正器具は、必要のつど申し出ることができます。また、緊急に必要な場合は、申し出てください。

※　購入は、少年鑑別所が指定した業者からに限っています。新聞を購入する場合は、契約をする必要があります。原則として、日用品・飲料、本や雑誌及び新聞は毎週月曜日に注文することができます。支払は、預けたお金から行います。

弁当を購入できるのは、月曜日から金曜日まで（業者が定休日などのため営業していない場合は除く。）の昼食です。購入を希望する人は、毎週金曜日に、翌週分の注文を取りますので、申し出てください。弁当を購入した場合は、少年鑑別所から食事は支給しません。また、アレルギー食材等の事情から、医師の判断で購入できないことがあります。

### （３）私物の管理

部屋の中で私物を使用するときは、「私物保管箱」又は机の中に入れる

か、整理棚に置いて保管してください。手紙（家庭裁判所から送付された書類を含む。）や郵券等（切手やはがきなど）はなくさないようにするため、郵券ポーチに入れて机の中に保管してください。安全のため、整理棚の高さより高い場所で保管しないでください。

写真立ては、日中は机の上に置くことができますが、就寝前に机の中等にしまってください。花瓶は、じゃまにならないところに置いてください。落下すると危ないので、就寝前に洗面台の下に移動してください。

### （4）宅下げ

私物を家族などに引き取ってもらうことを「宅下げ」と言います。所内生活に不必要なもの、保管に不便なもの、危険なものなどは、家族の人に引き取ってもらいますので、宅下げの手続をしてください。

差し入れられたものが不要なときは、差入れの相手方への宅下げの手続をしてください。宅下げの手続は通常面会時に行いますが、郵送での宅下げも可能ですので、申し出てください。

### （5）廃棄

少年鑑別所に持ってきたものや、差し入れられたもののうち、不必要となったものを捨てることを「廃棄」といいます。勝手に捨てることなく、職員に申し出てから、職員の指示に従って捨ててください。

## （６）私物の所持限度量

少年鑑別所で保管できる私物の量には制限があります。部屋の中に持ち込んだもの、少年鑑別所に預けているものの合計で５０リットル（あなたが当事者で係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又は写し、眼鏡その他の補正器具は除きます。）です。それを超えた場合は、超えた分を家族などに引き取ってもらったり、廃棄の手続をしてもらったりします。引き取りや廃棄の手続をしないままにした場合は、売却等の手続をすることもあります。

また、部屋の中に持ち込める私物の量にも制限があります。目安として「私物保管箱」に入りきらない、４０リットルを超える分（あなたが当事者で係属中の裁判所の事件に関する記録その他の書類又は写し、眼鏡その他の補正器具は除きます。）は少年鑑別所で預かりますので、申し出てください。

なお、保管に不便なもの、危険なものを含め、少年鑑別所に持ち込むことが不適当なものも、引き取りや廃棄の手続をしてもらうことがあります。

# ２　書籍等と新聞

## （１）書籍等

少年鑑別所で読める書籍等（雑誌、パンフレット類を含みます。）には、少年鑑別所の書籍等、私物の書籍等の２種類があります。少年鑑別所のものであるか私物であるかにかかわらず、書籍等は大切に扱い、破ったり、落書きをしたりしないようにしてください（雑誌の付録も切り取らないでください。）。書籍等を読むことができる時間は、起床後から就寝時までです。

### ① 少年鑑別所の書籍

娯楽用と学習用の２種類があります。娯楽用は、原則として月曜日、水曜日は８冊まで、金曜日は１２冊まで（うち漫画本はそれぞれその半分まで）借りることができます。学習用は、必要であれば、貸出しの数に制限はありません。

なお、祝日等の関係で貸出しの曜日や冊数が変更になることがあります。

### ② 私物の書籍等（入所時に持ち込んだ書籍等・差し入れられた書籍等・購入した書籍等）

私物の書籍等を読みたいときは、入所時、毎週水曜日の午前８時３０分から午後５時まで及び差入れがあったときに職員に申し出てください。

職員が内容を確認して、少年鑑別所の中で読める場合は、あなたに渡し

ますが、内容の検査に数日かかることがあります。次のような内容を含む書籍等は、少年鑑別所の中で読むことができない場合があります。

○　少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような内容を含むもの

○　事件の証拠を隠すような内容やあなたの事件に関する内容を含むもの

○　非行や犯罪をそそのかすような内容を含むもの

○　健全な育成に害がある内容を含むもの

○　鑑別に支障がある内容を含むもの

私物の書籍等は、他の私物と併せて、総量（４０リットル）を超えない分まで部屋の中に持ち込むことができます。部屋に持ち込めない分は少年鑑別所に預けることになります。

なお、私物の書籍等には、「小票」（あなた自身の所有物であると標示し、他の人のものや少年鑑別所のものと区別するためのもの）を表紙裏などに貼り付けます。

※　本や雑誌の購入の希望は毎週月曜日に取ります。１回につき購入できる冊数は３冊までです。あなたの手元に届くまでに、５日ほどかかりますので、審判が近い人は受け付けられない場合があります。

なお、内容によっては、読むことができない場合があります。

## （2）新聞

休刊日を除き、各部屋に新聞を回覧します。新聞が回ってきたらすぐに読み始め、読み終えたら、食器口に出します。みんなで読むものですので、紙面を抜き取ったり、落書きや破くことなどしないで、大切に扱ってください。

※　新聞の購入の希望は毎週月曜日に取り、おおむね2日後からの配達になります。支払は、日割り計算となります。購入した新聞は、自分の部屋に置いておくことができます。購入した新聞は、原則としてその日のものはその日のうちに交付しますが、検査に時間が掛かる場合があります。

希望する人には、購入できる新聞や新聞の代金等を詳しく説明しますので、職員に申し出てください。

## （3）その他

自分で買った雑誌や新聞は、読み終わったら、職員に申し出て廃棄してください。廃棄したくない場合は、職員に相談してください。

外国語の書籍等や新聞は、内容を検査するために翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、外国語の書籍等や新聞を読むことを希望する人に負担してもらうことがあります。

# Ⅲ　面会・手紙のやり取り

## 1　面会

### （1）面会できる時間

祝日を除く月曜日から金曜日の午前９時から１２時と、午後１時から５時までです。特別な事情がある場合を除き、土日や祝日、年末年始の休み期間は実施しません。面会の時間は１回３０分としますが、面会時間終了間際に面会の申出が重なった場合など、やむを得ないときは、１０分を下回らない時間に短縮することがあります。

### （2）面会できる人

面会は、原則として、接見禁止決定がなされている相手以外の人とできます。ただし、犯罪性のある人や、あなたの健全な育成を著しく妨げるおそれがある人である場合などは、面会が認められません。

### （3）面会の方法

① 面会できる人が面会に訪れたら、職員が知らせに行きます。そのときに、間違いがないように、面会者の名前や面会者とあなたの関係を確認します。確認ができたら面会室に移動します。

② 面会には、少年鑑別所の職員が立ち会います。

③　１回の面会で会えるのは原則３人までです。面会者がお酒を飲んでいるときなどには面会はできません。

④　面会は、原則として遮へい板（透明の仕切り板）のある部屋で実施します。

⑤　面会中に面会者との間で物のやりとりをすることはできません。面会者から物を受け取る場合には差入れの手続が、面会者にものを渡すときには宅下げの手続が必要となりますが、その手続は面会が終了してから行います。また、面会者が飲み物を持ってきてくれる場合がありますが、飲むことができるのは面会中だけで、部屋に持ち帰ることはできません。

**＜面会を一時停止又は中止する場合＞**

次のようなことがあったときは、面会を一時停止したり中止したりする場合があります。

○　面会者が身分をいつわって面会したことが分かったとき

○　面会での会話の内容が職員に理解できないとき

○　事件の証拠を隠そうとするような会話があったとき

○　非行や犯罪をそそのかすような発言があったとき

○　脅迫するなど、犯罪に当たるような行為を行ったとき

○　少年鑑別所の落ち着いた生活を乱すような行為があったとき

○　あなたをひどく不安にさせるようなことを面会者がしたとき

○　面会のルールや立ち会っている職員の指示に従わないとき

あなたが１日に面会できる回数に制限はありませんが、同じ人と面会できるのは１日に１回までです（特に必要があると認められる場合はその限りではありません。）。

### （４）その他

外国語で面会するときは、話の内容を確認するために、通訳（日本語に訳すこと。）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、面会をする人に負担してもらうこともあります。

## ２　弁護人面会

弁護人や弁護人になろうとする者との面会は、他の人との面会とは異なり、次のような手順で行います。

＜面会の方法＞

①　面会者が面会に訪れたら、職員がそのことを知らせに行きます。そのときに、間違いがないように、あなたの名前を確認します。確認ができたら、弁護人等面会室に移動します。

②　面会には、少年鑑別所の職員は立ち会いません。

③　面会中に面会者からノートや便せんを渡されたり、あなたから面会者に

渡すものがあるときには、手続が必要ですので、職員に申し出てください。

## ３　手紙など

手紙等の受け渡しが禁止されている相手以外の人であれば、やり取りすることができます。手紙を出したい人は、原則として、祝日を除く月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時までの間に職員に申し出てください。ただし、急いで出す必要がある時は、それ以外での時間帯でも受け付けますので、職員に相談してください（就寝時間帯は受け付けません。）。

### （１）手紙を出すとき

手紙は、切手やはがき、便せん、封筒などを使い、郵便により発信します。これらを持っていない人は少年鑑別所で購入することができます。購入するお金がない人、購入した物が届くまで待つことのできない事情のある人は、職員に相談してください。

手紙を出す場合は、封筒は一重の定型郵便物として郵送できるサイズのものを使用し、１通につき便せん５枚以内（８４円切手で郵送できる枚数）としてください（付添人等への手紙を除く。）。

同居している家族などを除き、原則として、複数の人に宛てた手紙を同じ封筒に入れて出すことはできません。別の人の住所にそこに住んでいない

人宛ての手紙を出すこともできません。出さなければならない事情のある人は、職員に相談してください。

### （2）手紙の書き方

① 封筒やはがきの表側に、宛先（相手の郵便番号、住所、氏名）をボールペンで書きます。

② 封筒や郵便書簡の場合は、裏側の左下に、はがきの場合は、表側の左下に、自分の名前と少年鑑別所の住所をボールペンで書きます。

③ 書き終えた手紙は、内容を職員が検査しますから、封筒の封をしないで、宛先を下にして食器口のところに出しておいてください。

※ 手紙を書くときは次のルールを守ってください。内容が不適切な場合は、書き直しをしてもらうか、不適切な部分を消した上で発信する又は発信を差し止めることがあります。

**＜手紙を書くときのルール＞**

○ 読めない字や記号、絵を使って書かない。

○ 法律に違反することや、他の人が法律に違反するのを助けるようなことは書かない。

○ 少年鑑別所の中のきまりを破ろうとする内容や、少年鑑別所の中でのありもしないうそを書かない。

○　相手を脅したり、相手に嫌がらせしたり、相手に損害を与えるようなことは書かない。

○　相手がひどく不快に感じるようなことは書かない。

○　事件の証拠を隠すようなことを人に依頼しない。

○　少年鑑別所の中で見かけた人のことを書かない。

### （3）手紙を受け取るとき

手紙がきたら、職員が内容を確認してから渡します。内容が不適当なときは、渡せない場合があります。差出人（手紙を出した人）が分からない手紙も渡せないことがあります。渡せなかった手紙は、少年鑑別所で預かり、少年鑑別所を退所するときに渡します（場合によっては保護者に渡すことがあります。）が、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

内容の一部が不適当なときは、その一部を消した後、渡す場合があります。そのときも、消した部分はコピーにとり、退所するときに渡しますが、内容次第では退所のときであっても渡せない場合があります。

### （4）急いで手紙を届けたい場合

県内に住んでいる人に手紙を出した場合、だいたい翌日から翌々日には届きますが、土日や祝日が間に入るとその分、届くのが遅くなります。早

く手紙を届けたい場合は、手紙を速達で出すことができますので、職員に申し出てください。普通の郵便料金のほかに、速達料金が必要となります。

弁護人等に出す場合や緊急の場合などは、電報を利用することもできますが、電報料金が必要となります。電報を出したいときは、職員に申し出てください。

### （5）その他

外国語で手紙のやり取りをするときは、内容を検査するために、翻訳（日本語に訳すこと）を外部の業者に依頼することがあります。このときの費用は、手紙をやり取りする人に負担してもらうこともあります。

# Ⅳ　毎日の生活

## １　１週間の生活表

| 曜日 / 時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土日・祝日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7:00 | 起床・着替え・布団たたみ・洗面 | | | | | |
| 7:30頃 | 朝食（月２回金曜は 8:00頃～） | | | | | 起床・着替え等<br>清掃 |
| 8:00頃 | 清掃 | | | | | 朝食 |
| 8:45頃 | 点呼 | | | | | |
| 9:00頃 | 屋外運動 | | | | | 室内運動<br>ビデオ教材等視聴<br>読書・学習等 |
| | 図書交換<br>入浴 | 読書<br>学習 | 図書交換<br>入浴 | 読書<br>学習 | 図書交換<br>入浴 | |
| 11:30頃 | 昼食・休憩（昼食後～13:00昼寝可、平日はテレビ視聴） | | | | | |
| 13:00 | 読書・学習等 | | | | | 娯楽映画視聴<br>読書・学習等 |
| 15:00 | 室内運動（～16:00 まで） | | | | | |
| 16:30頃 | 夕食 | | | | | |
| 16:50 | 点呼 | | | | | |
| 17:00 | 日記記入・読書・学習等 | | | | | |
| 18:00 | ビデオ教材視聴 | | | | | |
| 19:00 | テレビ視聴・読書・学習等 | | | | | |
| 20:00 | 就寝準備（着替え、室内整頓、布団敷き） | | | | | |
| 21:00 | 就寝（滅灯） | | | | | |

## ２　一日の流れ

少年鑑別所では、生活表に従って生活します。基本的には１のとおりですが、変更することもあります。また、平日は、健康診断（診察）、面会、取調べなどが行われます。次に詳しく説明します。

**７：００　起床**

朝７時（土日祝日など、以下「休日」は７時３０分）に起床の放送を流します。起床したら①パジャマから部屋着に着替える、②布団をたたむ、③洗面をする（顔を洗う。）の順に取りかかってください。

※　「ふとんのたたみ方」や「服のたたみ方」を写真付きで説明しているページを参考にしてください。

**７：３０頃　食事**

食事の前は、机の上を片付けて、台ふきんできれいにふきましょう。毛布は、食事中は使えませんので、片付けてください。また、食器口は食事を受け取る前、食器を返した後の２回、台ふきんできれいにふきます。

食事を受け取るときは、食器口の前に立ち、「いただきます。」と挨拶をしましょう。食器を返すときは、「ごちそうさまでした。」と挨拶をしましょう。残飯もまとめて一緒に出してください。また、納豆のパックや牛乳のパック、ストロー、ソースの袋などのごみも、部屋の衛生を保つためゴミ箱に捨てな

いで、必ず食器や箸と一緒に出してください。

食事の前には、手洗いやうがいをしましょう。アルコール消毒も行います。また、食事がすんだら、歯を磨きましょう。

**８：００頃　清掃**

部屋に備えつけてあるほうきで床をはき、台ふきんで机や棚を、ぞうきんで床をふき、室内の隅々まできれいに掃除をします。休日や朝食の時間が遅い金曜日は、着替えや洗面が終わったら、すぐに取りかかってください。

**８：４５頃　朝の点呼**

「点呼開始」の放送がかかったら、身だしなみと姿勢を整えて、廊下側に向かって、部屋の中央に座ります。正座をする必要はありません。朝の点呼では、「おはようございます。」と挨拶しましょう。

自分の部屋の点呼が終わっても、「点呼終わり」の号令がかかるまで、静かにそのまま待ちましょう。

※　「点呼の受け方」を写真で説明しているページを参考にしてください。

**９：００頃　点検**

平日は、点呼の後に部屋の点検を行います。清掃状況、衣類や日用品の整頓の様子を職員が確認するものです。ふだんから部屋の中を整理しておきましょう。ごみも回収します。一度、部屋を出てもらいますので、点検が済

むまでの間は、職員の指定した場所で静かに待ちましょう。

### 午前中の日課

部屋の中では、定められた場所に、壁側を向いて座ってください。読書や学習に静かに取り組みましょう。

図書交換、運動、入浴、取調べなどを行うときや、面会の人が来たときは、その都度職員が声を掛けますので、指示に従ってください。部屋を出るときは、本やノート、筆記用具などは片付けてください。

休日は、室内運動のビデオを流しますので、体を動かしたい人は自由に行ってください。ビデオの動きとは関係のない運動をしても構いません。また、ビデオや音声による教材を流しますので、自由に視聴してください。

### １２：００～１３：００　昼の休憩時間

横になって休むことができる時間です。横になるときに使えるのは、①枕、②毛布（タオルケットが入っているときはタオルケットも可）です。枕を背中、腰、足など、頭以外の部位に当てて使わないでください。また、布団や机の上に乗ったり、足を乗せたりしてはいけません。平日はテレビを視聴することもできますが、休んでいる人もいるので、静かに過ごしましょう。

### 午後の日課

午前中と同じように、読書や学習に静かに取り組みましょう。

取調べや面会などが行われるときは、その都度職員が声を掛けますので、指示に従ってください。部屋を出るときは、本やノート、筆記用具などは片付けてください。

平日の３時から４時は、室内運動のビデオを流しますので、体を動かしたい人は自由に行ってください。ビデオの動きとは関係のない運動をしても構いません。また、休日は、娯楽映画を流します。

### １６：５０　夕方の点呼

「点呼開始」の放送がかかったら、部屋の中央に、廊下側に向かって座ります。正座をする必要はありません。夕方の点呼では、「こんばんは。」と挨拶しましょう。

### １７：００　日記記入

夕食がすんだら、日記を書き、食器口に提出します。日記の記載は自由です。思ったこと、考えたこと、職員に相談したいことなどがあれば書いてください。少年鑑別所で書いた日記は、少年鑑別所を出るときに回収しますので、持ち帰ることはできません。

### １８：００　ビデオ教材視聴

観護措置で少年鑑別所に入っている人のためのオリエンテーションや審判に関すること、仕事に関することなどについてのビデオ教材を流しますので、

自由に視聴してください。その後、読書や学習などをして過ごします。

１９：００　テレビ視聴

好きなテレビ番組を見ることができます。他の人の迷惑になる行為（大きな音や笑い声）はやめましょう。

２０：００　就寝準備

午後８時に就寝準備（寝るしたく）の放送があります。①歯を磨く、②洗面をする、③パジャマに着替える、④布団をしくの順にすませてください。布団に寝転んでテレビを見ても構いませんし、テレビを消して眠ってしまっても構いません。

２１：００　就　寝

電灯を暗くします。布団に入って休みましょう。ただし、布団を頭からかぶって寝てはいけません。この時間から起床の時間まで、おしゃべりはもちろん、読書をしたり、トイレ以外で起き出したりすることはできません。布団は、扉側から５０cmほど離して、枕を廊下側にするように敷きましょう。

## ３　自由帳・ノート

### （１）少年鑑別所で貸し出した自由帳やノート

入所時に渡された自由帳のほかに、学習用のノートが必要なときは

職員に申し出てください。少年鑑別所で貸し出した自由帳は、破ることはできません。また、職員から、検査のために出すように言われたときは指示に従ってください。自由帳やノートは少年鑑別所を出るときに回収します。持ち帰ることはできません。

### （2）私物のノート

入所時に持ち込んだノートや、差し入れられたり購入したりした私物のノートを使うことができます。私物のノートであっても、破ることはできません。また、職員から、検査のために出すように言われたときは指示に従ってください。

私物のノートは、少年鑑別所を出るときに、持ち帰ることができますが、少年鑑別所の中で知り合った人の連絡先や少年鑑別所の構造や生活の流れなどを記載してはいけません。こうしたことが記載されていた場合、削除してから持ち帰ってもらいます。

# 国民年金（公的年金）制度について

年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えから作られた仕組みで、２０歳以上６０歳未満の人は加入を義務付けられています。国民年金には、３種類あります。

| 種類 | 説　明 |
|---|---|
| 老齢基礎年金 | 原則６５歳になった際に支払われる年金 |
| 障害基礎年金 | 病気やけがで障害が残ったときに支払われる年金 |
| 遺族基礎年金 | 生計を維持していた人（一家の働き手）が死亡したときの遺族に支払われる年金 |

高齢者世帯の半分以上の世帯が公的年金のみで生活しており、老後の暮らしを支える大きな力となっています。年金は保険料を支払っている期間（基本的には１０年以上）が不足していると、支給されない場合があり、将来年老いたときや重い障害を負った場合に年金を給付されず生活に困ることになります。納付期限までに払うことができなくても、期限から２年以内であれば支払うことができますし、事情があって納めることが難しいときは、免除や猶予を受けられる場合がありますので、必ず手続をしましょう。

# 選挙（不在者投票）について

あなたが選挙権を持っており、少年鑑別所にいる間に選挙があると、不在者投票ができる場合があります（１８歳以上で、入所前に住んでいた市町村の選挙管理委員会にある選挙人名簿に名前がのっていることが条件です。）。

当所が所在する仙台市内で行われる選挙の公示又は告示があった場合は、その内容を知らせますので、不在者投票の希望がある人は申し出てください。ただし、仙台市以外の地域で行われる選挙については、あなたから不在者投票を希望することを申し出る必要があります。

不在者投票を行うには、選挙管理委員会に投票用紙等を請求する必要があります。請求は、あなた自身で行うことも、当所に依頼することもできます。こうした事務手続には時間が掛かりますので、不在者投票の希望がある場合は、速やかに申し出てください。ただし、申出の時期や、選挙管理委員会の事務処理上の理由から投票を実施できない場合もあります。

選挙で投票するということは、あなたが支払っている税金の使い道や、これから生まれてくる子どもたちを育てる環境の整備など、身の回りのことを決めることに影響します。しっかり考えて投票しましょう。選挙について知りたいことがあれば、参考の資料を貸し出しています。

## 災害時の行動

少年鑑別所は、耐火・耐震構造になっているので、火災や地震があっても心配はありません。あわてず、さわがず、落ち着いて職員の指示に従って行動してください。災害時は、部屋にある防災頭巾をかぶります。備付けの場所を確認しておきましょう。

## もし地震が起こったら

もし大地震が起こったら、あなたならどうしますか？

日本は、世界でも有数の地震国です。平成７年１月に起きた阪神・淡路の大地震、平成２３年３月１１日に起きた東日本大震災では、大きな被害をうけました。今後、いつ、どこで起きてもおかしくないのが地震です。そこで、少年鑑別所に入所中に大地震が起きたらどうするか、日頃から考えておくことが大切です。ここでは、その時の「心構え」や「対応」について順番に説明します。このことを頭において、実際の場面でもよく守って行動してください。

**【心構え】**

１　建物と職員を信頼する。

少年鑑別所の建物は普通の建物よりもじょうぶにできています。あわてて外に避難する必要はありません。まず、その場で自分の身を守ることを考え

ましょう。また、職員が必ずみなさんの安全を守ります。職員を信頼して次の指示を待ってください。

2　冷静に行動する。

大声で騒いだり動き回ったりすると、職員の指示が聞こえなくて危険です。特に夜は、停電してまっ暗になることもありますが、このようなときこそ落ち着いた行動をとることが大切です。

**【地震の時の対応】**

1　部屋の中にいるとき

部屋の中では、テレビ、電灯、ロッカー、窓ガラス、棚などが倒れたり、こわれて落ちてくるかもしれません。こういったものから身を守るために、まず布団や毛布をかぶりましょう。そして、職員からの指示を待ってください。

2　部屋の外にいるとき

運動中や入浴中など、部屋の外にいる時は、地震がおさまってから、職員の指示で安全な場所に移動します。自分だけであわてて逃げようとしたりせず、職員の指示に従ってください。

**【避難】**

1　避難する場所

避難する場所は、グランドなどの建物の外です。どの通路を通って避難する

かは職員が決めますので、職員が指示する方向に向かって進んでください。

２　避難する時に持つもの

タオル、防災ずきん、毛布などです。そのほかに必要なものがあれば職員が指示します。

３　避難する時に守ること

避難する時は、大声を出したり、勝手に行動してはいけません。職員の指示をよく聞いて、それに従って行動してください。また、あわてて走ったりするところんだり階段から落ちたりして危険です。あわてずに、足元に十分注意して避難しましょう。避難場所に着いたら、おしゃべりをしたりせずに、静かにして、職員からの指示を待ってください。

# 給貸与品一覧表

| 品目 | | 数量 | 品目 | | 数量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 衣類 | 寮内着上下 | 1組 | 日用品 | ちり紙 | 必要量 |
| | トレーナー | 1 | | 歯ブラシ | 1 |
| | フリース（冬季） | 1 | | 歯磨き | 1 |
| | 半袖ポロシャツ（夏季） | 1 | | 石けん | 1 |
| | ハーフパンツ（夏季） | 2 | | 石けん容器 | 1 |
| | パンツ（男子） | 3 | | リンス・シャンプー（入浴時） | 適量 |
| | ショーツ・生理用ショーツ（女子） | 各3 | | タオル | 2 |
| | | | | ヘアブラシ（くし） | 1 |
| | 男子下着類（半袖、ランニング、防寒用の下着上下（冬季）） | 最大5 | | 髪止めゴム（希望時） | 必要数 |
| | | | | クリーム類（希望時） | 適量 |
| | 女子下着類（半袖、タンクトップ、ブラジャー、防寒用の下着上下（冬季）） | 最大11 | | かみそり（入浴時）・つめ切り | 各1 |
| | | | | 綿棒 | 必要数 |
| | | | | 生理用品（女子） | 必要数 |
| | 靴下 | 3足 | | 食器 | 必要数 |
| | パジャマ上下 | 1組 | | コップ | 1 |
| | 運動着上下（運動時） | 1組 | | 座布団 | 1 |
| | 帽子（運動時） | 1 | | サンダル | 1組 |
| 寝具 | 掛布団（冬季） | 1 | | 運動靴（運動時） | 1足 |
| | 敷布団 | 1 | 学用品 | 各種教材 | 必要数 |
| | 毛布 | 最大2 | | シャープペンシル | 1 |
| | タオルケット（夏季） | 1 | | ボールペン | 1 |
| | まくら・まくらカバー | 各1 | | 消しゴム | 1 |
| | シーツ | 1 | | 定規・下敷き・筆入れ | 各1 |
| | 布団カバー（冬季） | 1 | | 自由帳 | 1 |

※自分のものを使用する場合は、あらかじめ支給しない場合や差し引いて支給する場合があります。

# 所内で使用可能な私物一覧表

| 品目 | | 入所時持込 | 購入 | 差入れ | 差入れの数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 衣類 | 上衣 | ○ | × | ○ | 必要数 | ワイシャツ、ブラウス、Tシャツ等（半袖、長袖）。金属部品付属の物は不可、取り外し可能なひもは除く。 |
| | カーディガン類 | ○ | × | ○ | 必要数 | カーディガン、ベスト、セーター、フリース、トレーナー等 |
| | ズボン | ○ | × | ○ | 2 | ハーフパンツ、キュロットを含む。取り外し可能なひもは除く。 |
| | パジャマ上下 | ○ | × | ○ | 1組 | 取り外し可能なひもは除く。 |
| | パンツ | ○ | ○ | ○ | 3 | 男子に限る。 |
| | ショーツ | ○ | ○ | ○ | 3 | 女子に限る。 |
| | 生理用ショーツ | ○ | ○ | ○ | 3 | |
| | ズボン下 | ○ | ○ | ○ | 2 | |
| | 下着シャツ | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 半袖、長袖、袖なし。女子はキャミソールを含む。 |
| | ブラジャー | ○ | ○ | ○ | 3 | 女子、ワイヤーなしに限る。 |
| | 靴下 | ○ | ○ | ○ | 3足 | 女子についてはタイツを含む。 |
| 室内装飾品 | 生花 | × | ○ | × | × | 1点に限る。 |
| | 写真立て | ○ | ○ | ○ | 1 | 割れないもの、1点に限る。 |
| 食料品 | 弁当 | × | ○ | × | × | 一食分の食事として許可する場合には、食事の支給はしない。 |
| 嗜好品 | 各種飲料 | × | ○ | 面会時に限り○ | 1 | 購入した飲料や菓子の喫食は土曜日、日曜日の午後の指定した時間に限り、1日につき飲料1、菓子1を可とする。飲料の差入れは面会時に限る。 |
| | 菓子 | × | ○ | × | 1 | |

＊「差入れの数量」とは、一人の者が1回に差し入れることが可能な数量です。

＊「購入」欄が○印でも、指定された業者の状況により購入できない場合もあります。

| 品目 | | 入所時持込 | 購入 | 差入れ | 差入れの数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日用品 | タオル | ○ | ○ | ○ | 2 | 35×85cm以下に限る。 |
| | バスタオル | ○ | ○ | ○ | 1 | 70×140cm以下に限る。 |
| | 入浴用スポンジ | ○ | ○ | ○ | 1 | あかすりタオルを含む。 |
| | ハンカチ | ○ | ○ | ○ | 1 | ハンカチタオルを含む。 |
| | 石けん | ○ | ○ | ○ | 各1 | 液体　石けん（ボディーソープ）、洗顔料を含む。差入れは、未開封に限る。 |
| | 石けん容器 | ○ | ○ | ○ | 1 | プラスチック製に限る。 |
| | シャンプー | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | リンス | ○ | ○ | ○ | 各1 | コンディショナーを含む。差入れは、未開封に限る。 |
| | くし | ○ | ○ | ○ | 各1 | ヘアブラシを含む。金属製は除く。 |
| | 染毛剤 | ○ | × | ○ | 1 | 黒色に限る。スプレー式を除く。差入れは、未開封に限る。 |
| | ヘアピン | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 飾りのないもの、女子に限る。 |
| | 髪止めゴム | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 飾りのないものに限る。シュシュを除く。 |
| | かみそり | × | ○ | × | × | 電池式に限る。収納ケース、替え刃、はけ、電池を含む。きわぞり刃のあるものは不可。 |
| | シェービングクリーム | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | 歯ブラシ | ○ | ○ | ○ | 1 | |
| | 歯磨き | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | 歯ブラシケース | ○ | ○ | ○ | 1 | 歯ブラシキャップを含む。 |
| | ちり紙 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 水溶性に限る。差入れは、未開封に限る。 |
| | はし | ○ | ○ | ○ | 1 | 金属製は不可。 |
| | はし容器 | ○ | ○ | ○ | 1 | 金属製は不可 |

| 品目 | | 入所時持込 | 購入 | 差入れ | 差入れの数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日用品 | スプーン | ○ | × | ○ | 1 | 必要と認められるときに限る。金属製は不可。 |
| | コップ | ○ | ○ | ○ | 1 | 割れないものに限る。 |
| | リップクリーム | ○ | ○ | ○ | 1 | 着色されていないもの、香料の含まれていないもの、差入れは、未開封に限る。 |
| | 手肌用クリーム | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | 制汗剤 | ○ | ○ | ○ | 1 | 汗止め用粉末及びパフを含む。スプレー式を除く。差入れは、未開封に限る。 |
| | 乳液 | ○ | ○ | ○ | 1 | 割れないもの、差入れは未開封に限る。 |
| | 化粧水 | ○ | ○ | ○ | 1 | 割れないもの、差入れは未開封に限る。 |
| | 生理用品 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 女子に限る。おりものシート及び妊産婦用具を含む。差入れは、未開封に限る。 |
| | 綿棒 | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | 手袋（軍手を含む） | ○ | ○ | ○ | 1組 | 必要と認められる場合に限る。 |
| | マスク | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 必要と認められる場合に限る。 |
| | 耳栓 | ○ | ○ | ○ | 1組 | 必要と認められる場合に限る。 |
| | 使い捨てカイロ | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 必要と認められる場合に限る。 |
| 補正器具等 | メガネ | ○ | × | ○ | 1 | メガネケース及びメガネ拭きを含む。 |
| | 義歯（入れ歯） | ○ | × | ○ | 1 | |
| | 補聴器 | ○ | × | ○ | 1 | |
| | 義歯安定剤 | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | 義歯洗浄剤 | ○ | ○ | ○ | 1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | コンタクトレンズ | ○ | × | ○ | 必要数 | 医師の許可が必要となる場合がある。 |
| | コンタクト洗浄液・保存液 | ○ | ○ | ○ | 各1 | 差入れは、未開封に限る。 |
| | コンタクト用ケース | ○ | × | ○ | 1 | |
| | コルセット・サポーター等 | ○ | × | ○ | 必要数 | 医師の許可が必要となる場合がある。 |
| | かつら | ○ | × | ○ | 1 | 審判の場合等に限る。 |

| 品目 | | 入所時持込 | 購入 | 差入れ | 差入れの数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 文房具・学習用具 | 鉛筆 | ○ | ○ | ○ | 3 | |
| | 色鉛筆（赤・青） | ○ | ○ | ○ | 各1 | |
| | 消しゴム | ○ | ○ | ○ | 1 | |
| | シャープペンシル | ○ | ○ | ○ | 1 | 替芯を含む。 |
| | ボールペン類（黒・青・赤） | ○ | ○ | ○ | 各1 | 替芯を含む。フェルトペン、筆ペン、万年筆を含む。 |
| | 蛍光ペン（黄・ピンク） | ○ | ○ | ○ | 各1 | |
| | ノート | ○ | ○ | ○ | 各1 | 学習用、雑記帳、けい紙等を含む。（学習用は必要数とする。） |
| | 下敷き | ○ | ○ | ○ | 1 | 金属製は不可。 |
| | 定規 | ○ | ○ | ○ | 1 | ３０センチメートル以下に限る。分度器を含む。金属片が付いているものは不可。 |
| | 筆入れ | ○ | ○ | ○ | 1 | 金属製は不可。 |
| | 書類整理に必要な文房具 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 訴訟書類等の整理のため、必要と認められた場合に限る。板目紙、とじひも、インデックス、ふせん、ファイルを含む。 |
| | ソーラー式計算機 | ○ | ○ | ○ | 1 | 学習用など必要と認められる場合に限る。 |
| | 各種教材 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 通信教育、学習用に限る。 |
| 信書に関する物品 | 封筒 | ○ | ○ | ○ | 1包 | 一重で、定型サイズのものに限る。 |
| | 通信用紙 | ○ | ○ | ○ | 1冊 | |
| | 書留封筒 | ○ | ○ | ○ | 1包 | |
| | 切手 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | |
| | はがき | ○ | ○ | ○ | 必要数 | |
| | 郵便書簡 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | |

＊「差入れの数量」とは、一人の者が１回に差し入れることが可能な数量です。

＊「購入」欄が〇印でも、指定された業者の状況により購入できない場合もあります。

| 品目 | | 入所時持込 | 購入 | 差入れ | 差入れの数量 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 書籍等 | 書籍及び雑誌 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | 漫画を含む。他の所持物品との合計量により制限する。 |
| | パンフレット、写真、名刺等 | ○ | × | ○ | 必要数 | プリントシールは不可。 |
| その他 | 印紙 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | |
| | 印鑑 | ○ | ○ | ○ | 必要数 | |
| | パズル | × | ○ | × | × | 立体パズルに限る。 |
| | 数珠 | ○ | ○ | ○ | 1 | 宗教上、必要と認められる場合に限る。直径15cm以内に限る。 |
| | ロザリオ | ○ | ○ | ○ | 1 | |

＊「差入れの数量」とは、一人の者が１回に差し入れることが可能な数量です。

＊「購入」欄が○印でも、指定された業者の状況により購入できない場合もあります。

# 目で見る生活の仕方

1　部屋での生活

2　衣類

3　就寝準備

4　布団のたたみ方

5　課題

6　地震が起きたら

7　感染症と食中毒の防止

# 1　部屋での生活

①　普段生活をする際は、上の写真の座布団の位置に、テレビ側を向いて座ります（廊下側を向いたり、逆に廊下側に背中を向けて座らないようにします。）。テレビと反対側の壁に寄りかかって生活しても構いませんが、肘をついて寝そべるような姿勢にはならないようにしましょう。

②　机、私物保管箱など部屋にある物の位置は、変えないようにしましょう。

③　身の回りのものを常に片付けながら生活するように心がけましょう。

④　私物保管箱

主に衣類を入れるためのものです。衣類はきちんとたたみ、常に整理整頓しておきましょう。

⑤　棚

本は上の棚に置き、石けん、コップ、ちり紙などは、上下の棚をうまく使って整理しておきましょう。

タオル掛けは、タオルを強く引っ張ると外れるので、丁寧にタオルを取るようにしましょう。

⑥　時計

裏にあるボタンは触らないようにしましょう。

⑦　食器の出し方

食器はできるだけ一つにまとめて、重ねて置いておきましょう。ただし、残飯が出た場合など、重ねられないような場合は無理をする必要はありません。

はしを出す時は、口をつけたほうを自分に向けて出しましょう。

## ⑧　放送ボリュームつまみと呼出ボタン

ボリュームは、常に「1」の状態にしておきます。

「ちり紙下さい」など用事がある時やぜん息や頭痛など体調不良を申し出る時に押します。

## ⑨　配布物

下敷き、筆入れ、ボールペン、シャープペン、消しゴム、定規、しおり2枚

（しおり：本などをどこまで読んだか分かるように挟んでおくもの。）

パスケース：切手、郵便書簡、裁判所から届いた書類などを入れておきます。

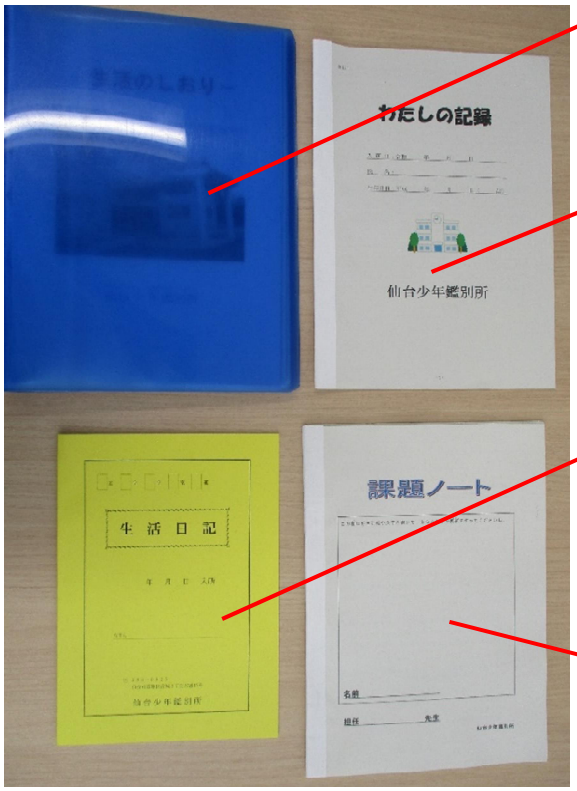


生活のしおり：最後まで目を通しておきましょう。

わたしの記録：入所初日に取り組む課題です。

生活日記：毎日書きます。書き終わったら、食器口に置きます。

課題ノート：毎日取り組む課題があります。また、ビデオなどの感想文を書くページもあります。

修学支援ハンドブック（希望者に渡します。）・STEP（学習ワークブック）・就労支援ワークブック：これらは、必ず取り組まなければならない課題ではありませんが、進路を考える上でためになる情報が書いていたり、時間を有意義に使える学習教材ですので、時間を見つけて取り組んでみましょう。

自由帳：絵や文章など自由に使って構いませんが、破ったりはしないで下さい。

※　「ＳＴＥＰ（学習ワークブック）」の答え合わせをしたい場合は、答えが書いてある解答集を渡しますので、申し出て下さい。

**あらかじめ本を１冊渡していますが、それは読書感想文用の本です。退所するまでに読んで、「課題ノート」に感想文を書いておいて下さい。**

**分からない言葉があったら、調べましょう。ただし、線を引いたり、折り目を付けたりはしないようにしましょう。落書きや破ったりすることはもちろん禁止です。**

# 2　衣類（いるい）

**※ 季節（きせつ）によって貸（か）し出（だ）す衣類（いるい）は違（ちが）います。**

## 寮内着（りょうないぎ）

部屋（へや）の中（なか）で普段生活（ふだんせいかつ）する際（さい）に着（き）ます。

## 防寒用の下着（ぼうかんようのしたぎ）

寒（さむ）い時（とき）に寮内着（りょうないぎ）の下（した）に着（き）ます。

防寒用（ぼうかんよう）の下着（したぎ）のままでは生活（せいかつ）しないようにしましょう。

## トレーナー

室内着（しつないぎ）として部屋（へや）の中（なか）で着用（ちゃくよう）したり、寒（さむ）い場合（ばあい）運動着（うんどうぎ）の下（した）に着（き）ます。

## フリース

防寒着として、寒い時に一番上に着ます。

## 運動着

運動する際に着ます。室内着として着ることはできません。

なお、運動着の下には、鑑別所から借りているＴシャツを着てください。私物のＴシャツなどは着られません。

## ハーフパンツ

左の緑色のハーフパンツは、夏季に部屋で着るものです。

右の青色のハーフパンツは、夏季の運動時に着るものです。

運動用はサイズによって色が違います。

室内用と運動用で区別しましょう。

## 帽子

１年を通じて、グラウンドで運動する際にかぶります。

**パジャマ**

冬季のパジャマです。着る際は、上下をきちんと着ましょう。

**パジャマ**

夏季のパジャマです。着る際は、上下をきちんと着ましょう。

※ これら以外にも、パンツ、靴下があります。部屋の中では靴下をはかなくても構いませんが、運動の時は、必ずはいてください。

**半袖ポロシャツ・Tシャツ**

半袖ポロシャツは、夏季に室内着として着ることができます。

Tシャツは、年間を通して、室内着、運動着及び下着のいずれとしても着ることができます。

# 3　就寝準備（しゅうしんじゅんび）

「就寝準備」（午後８時）の放送が流れたら布団を敷きます。

①　最初に「敷き布団」を扉から５０センチぐらい離して敷きます。

②　次に、「シーツ」を「敷き布団」に掛けます。そして、「枕」を置き、「カバー付き毛布」、「カバーなし毛布」、「掛け布団」の順番で重ねます。体に直接触れる部分はカバーやシーツがかかったものになります。暑くて「掛け布団」を使わない時も、「カバー付き毛布」を最初に掛けるようにします。

なお、夏季では、「掛け布団」及び「カバーなし毛布」がなく、代わりに「タオルケット」を渡します。「タオルケット」、「カバー付き毛布」の順で体にかけて使いましょう。「タオルケット」のみで寝ても構いません。

③　使わない布団や緑色の布団カバーは、布団があった場所にたたんで置いておきましょう。

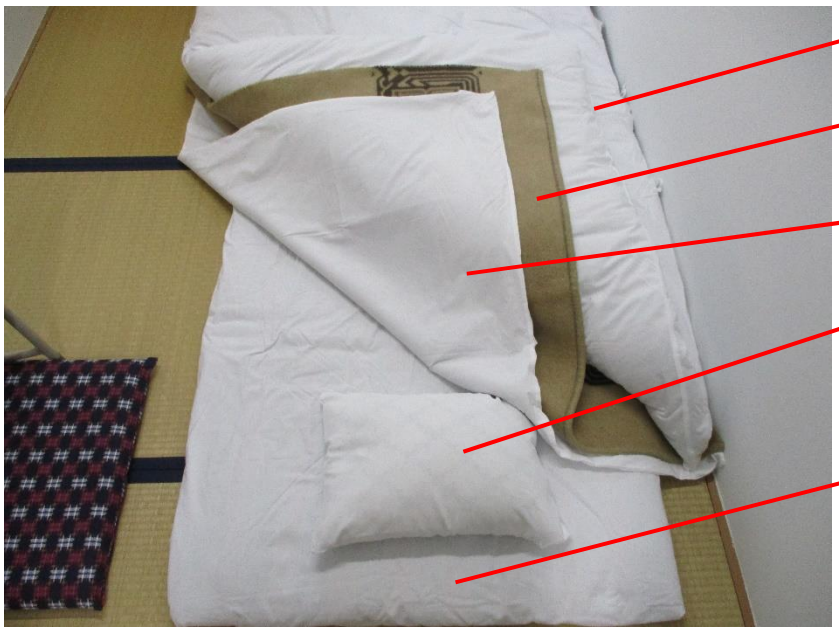

使わない布団は、緑色の布団カバーと一緒にたたんで置いておきましょう。その際、布団カバーは一番上に置きます。

扉から50センチぐらい離して布団を敷く。

④　寝る時の片付けと注意事項

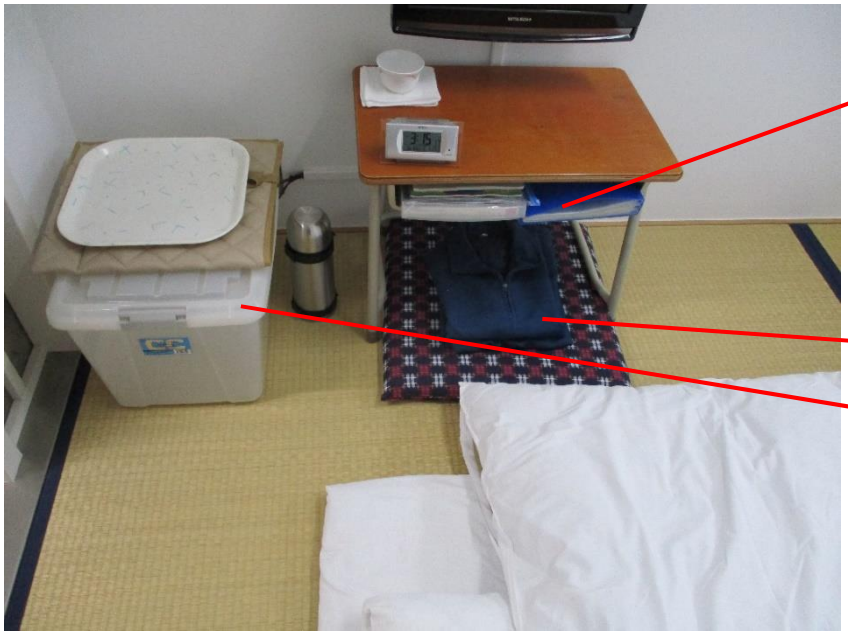

文房具やノートなどは机の中にしまいましょう。

着ていた服は、脱ぎっぱなしにせず、きちんとたたんで、私物保管箱の中か、机の下に置いておきましょう。

・　文房具やノートなどは机の中、本は本棚、脱いだ服はたたんで私物保管箱の中か机の下に置き、身の回りのものを片付けてから就寝しましょう。

・　寝る時は布団、タオル、服などで頭をかくさないようにし、就寝時間帯は、翌朝の起床の放送が流れるまで、本を読んだりせずに布団に入って休みましょう。

# 4　布団のたたみ方

**敷き布団、掛け布団、毛布の幅がだいたい同じ大きさになるようにたたみます。**

① 写真のように、「敷き布団」は三つ折り、掛け布団と毛布は四つ折りにたたみます。シーツは、枕と同じぐらいの大きさにたたみます。

② 下から、敷布団、掛け布団、毛布２枚を重ねて置き、毛布の上に枕とシーツを置きます。

夏季でも要領は同じで、一番下に敷布団を置き、毛布、タオルケットを重ね、上に枕とシーツを置きます。

③ 下の写真のように、最後に緑色の布団カバーを上から掛けます。

**上から布団が見えないように、きれいにカバーをかけておきましょう。**

# 5　課題

## 1　絵画

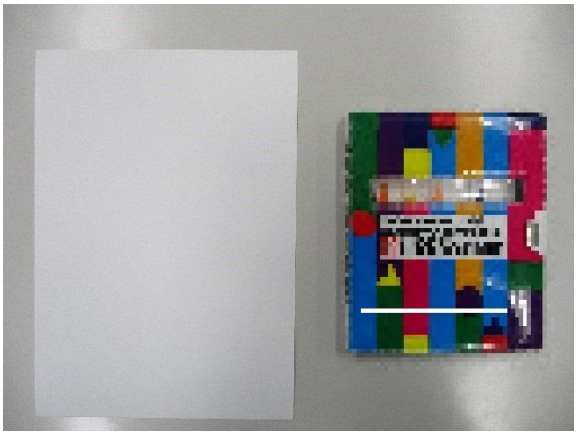

絵画道具として、画用紙と色鉛筆を渡しますが、筆入れに入っているシャープペン、ボールペン、消しゴム、定規を使っても構いません。

画用紙は、縦に使っても、横に使っても構いません。

## 2　はり絵

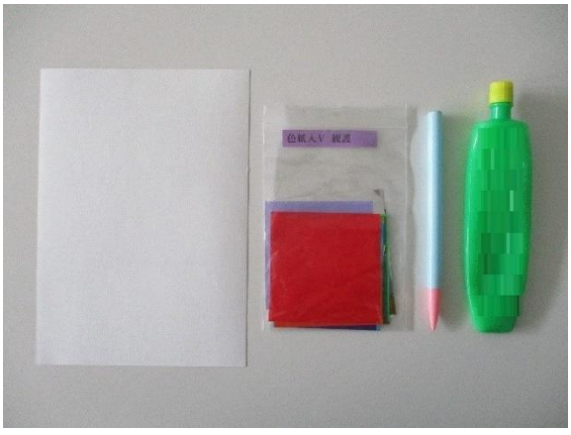

はり絵道具は、画用紙、色紙、はり絵用ペン、のりです。筆入れに入っているシャープペン、ボールペン、消しゴム、定規を使っても構いません。

画用紙は、縦に使っても、横に使っても構いません。

色紙が足りない場合やのりがなくなった場合は、職員に申し出てください。

# はり絵の作り方

① 画用紙に下書きをします。

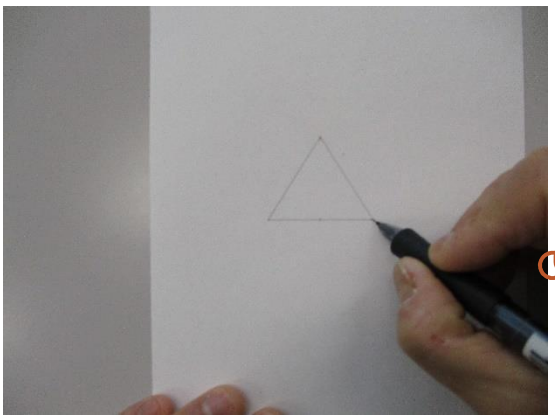

どういう色にするか考えながら下書きをしよう。

② 下書きをした上にのりを塗ります。

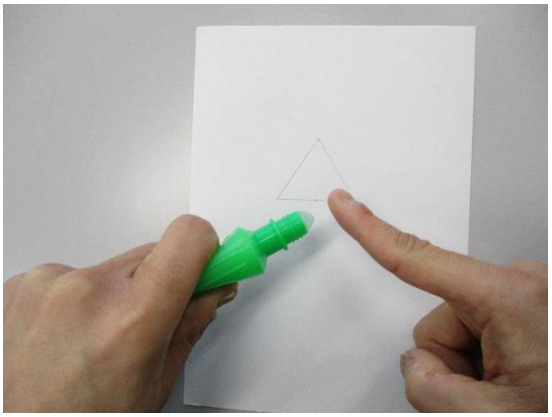

のりは薄く塗りましょう。厚く塗ると色紙を貼りづらくなる。

③ はり絵用ペンの先を使って、塗ったのりの上に色紙を小さくちぎって貼っていきます。最後まで根気強く取り組みましょう。

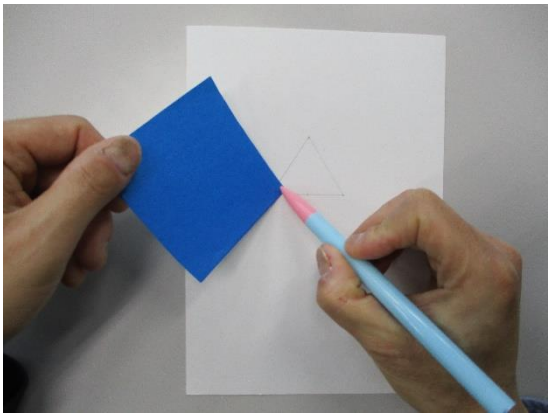

色紙をできるだけ小さくちぎるのが、きれいに仕上げるコツです。

# ６　地震が起きたら

日本は、世界でも有数の地震国です。平成２３年３月１１日には、東日本大震災が発生し、宮城県内で最高震度７を記録し、仙台少年鑑別所があるここ仙台市若林区でも震度６弱を記録しました。

そこで、少年鑑別所に入所中に地震が起きたらどうするか、日ごろから考えておくことが大切です。ここでは、その時の「心構え」、「対応」、「避難」について説明します。

なお、入所中に避難訓練に参加する人もいるかもしれませんので、あらかじめ承知しておいてください。

## 【心構え】

### １　建物と職員を信頼する

少年鑑別所の建物は、普通の建物よりも丈夫にできています。あわてて外に避難する必要はありません。まず、その場で自分の身を守ることを考えましょう。また、職員がみなさんの安全を守りますので、職員の指示をよく聞いてください。

### ２　冷静に行動する

大声で騒いだり、勝手に動き回ったりすると職員からの指示が聞こえなくて危険です。特に、夜は停電してまっ暗になることもあるので、落ち着いて行動することが大切です。

## 【地震の時の対応】

### １　部屋にいる時

部屋の中では、窓ガラスが壊れたり、本棚にある物などが落ちてくるかもしれません。布団や毛布をかぶり、窓や本棚から離れ廊下側に移動しましょう。そして、職員からの指示を待ってください。

また、部屋には防災ずきん（次ページの写真参照）が私物保管箱の上に用意されています。この防災ずきんをすばやく頭にかぶりましょう。

### ２　部屋の外にいる時

運動や入浴などで部屋の外にいる時は、地震がおさまってから職員の指示で安全な場所に移動します。自分だけであわてて動き回らずに、職員の指示に従ってください。

# 【避難（火災などでも避難をします）】

## 1　避難する場所

避難する場所は、グラウンドなど建物の外です。どの通路を通って避難するかは職員が指示しますので、指示する方向に向かって進んでください。

## 2　避難する時に持つもの

タオル、防災ずきん、毛布などを持って避難します。その他、必要なものがあれば職員が指示します。けが防止のため靴下もはいてください。

## 3　避難する時に守ること

避難する時は、大声を出したり、ふざけたり、勝手に行動してはいけません。職員の指示をよく聞いて、それに従って行動してください。また、慌てて走ったりすると転んだり、階段から落ちたりして危険です。あわてずに、足元に十分注意して避難しましょう。避難場所についてからも、静かにして職員の指示を待ってください。

《防災ずきん》

**ここのマジックテープ付きのひも部分が顔のほうにくるように頭にかぶります。**

# 7　感染症と食中毒の防止

## 1　手洗い、うがいの励行

私たちの周りには、目には見えなくてもたくさんのカビや細菌、ウィルスがただよっており、中でも手のひらにはそれらがたくさんついています。誰の手にもいる黄色ブドウ球菌という菌やノロウィルスなどが原因となって食中毒が起こるほか、インフルエンザウィルスやコロナウィルスは空気や人の手を介して感染が拡大します。そのような細菌やウィルスを洗い流すことが大切です。

## 2　手洗い、うがいのポイント

運動後と食事前には手を洗い、うがいをしましょう。手洗いは、２度洗いが効果的です。食事前に手洗いをしたら、雑巾などに触れないようにしましょう。

うがいは正面を向いて「ブクブク」した後、上を向いて「ガラガラ」と１５秒程度、２回以上行いましょう。

３　汚れが落ちにくいところ

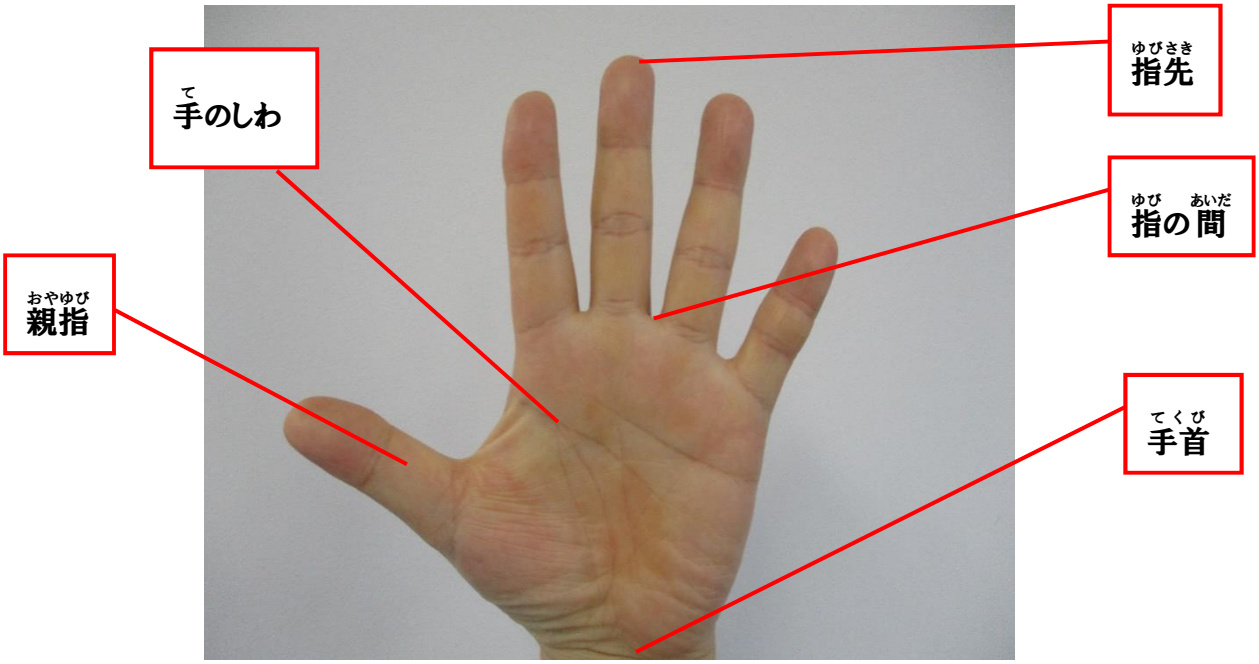

別表１

# 夏季洗濯予定表（おおむね６月～９月）

夏季（男子）

| 時間／曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 起床後 | （貸与衣類）※交換<br>・室内着上衣<br>・室内着下衣<br>・トレーナー | （貸与衣類）※交換<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・ポロシャツ | （貸与衣類）※交換<br>・室内着上衣<br>・室内着下衣<br>・トレーナー | 第２・第４木曜日<br>・シーツ<br>・布団カバー<br>・枕カバー<br>（貸与衣類）※交換<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・ポロシャツ | （貸与衣類）※交換<br>・室内着上衣<br>・室内着下衣<br>・トレーナー<br>・ポロシャツ<br>・布巾 | | |
| 入浴・シャワー時 | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・パンツ、靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・パンツ、靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・パンツ、靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・パンツ、靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・パンツ、靴下、タオル | | |
| | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ、ランニング<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ、ランニング<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ、ランニング<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ、ランニング<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ、ランニング<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | | |

補足説明

１　貸与衣類とは、少年鑑別所が貸している衣類です。自弁衣類とは、入所時に持っていた衣類や差し入れられた衣類とタオルです。

２　貸与衣類は洗濯済みのものと交換します。交換日と交換できる衣類は表のとおりです。

３　未使用の衣類は交換しません。ただし、未使用であっても、汚れた衣類や、破れた衣類は交換しますので職員に申し出てください。

４　第２、第４木曜日の朝に枕カバー、布団・毛布カバー、シーツを回収します。起床後に取り外しておいてください。

５　月曜日から金曜日において、休日日課になった場合は、点呼後に貸与衣類のみ交換します。

６　自弁衣類は、「無料洗濯願」を提出した場合のみ洗濯できます。

７　自弁衣類の洗濯を希望する人は、ネットに入れて洗濯に出してください。

８　曜日ごとに洗濯できる衣類が指定されています。ただし、汚れがひどい場合など洗濯の必要がある場合は申し出てください。

９　祝日等で入浴日が変更になる場合は、入浴時の洗濯物は入浴日に変更します。

10　運動用の衣類については、運動に参加する人に貸し、終了後、回収し、洗濯を行います。

別表２

# 冬季洗濯予定表（おおむね１０月～５月）

冬季（男子）

| 時間／曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 起床後 | （貸与衣類）※交換<br>・室内着上衣<br>・室内着下衣<br>・トレーナー<br>・フリース | （貸与・自弁衣類）<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>※貸与衣類は、交換。自弁衣類はネット。 | （貸与衣類）※交換<br>・室内着上衣<br>・室内着下衣<br>・トレーナー | 第２・第４木曜日<br>・シーツ<br>・布団カバー<br>・枕カバー<br>（貸与・自弁衣類）<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣 | （貸与衣類）※交換<br>・室内着上衣<br>・室内着下衣<br>・トレーナー<br>・布巾 | | |
| 入浴 | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着下衣１点<br>・室内着上衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着（防寒用の下着を含む。）<br>・パンツ、靴下、タオル | | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着下衣１点<br>・室内着上衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着（防寒用の下着を含む。）<br>・パンツ、靴下、タオル | | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着下衣１点<br>・室内着上衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着（防寒用の下着を含む。）<br>・パンツ、靴下、タオル | | |
| | （貸与衣類）※交換<br>・防寒用の下着上下<br>・Ｔシャツ<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | | （貸与衣類）※交換<br>・防寒用の下着上下<br>・Ｔシャツ<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | | （貸与衣類）※交換<br>・防寒用の下着上下<br>・Ｔシャツ<br>・パンツ、靴下<br>・タオル | | |

補足説明

１　貸与衣類とは、少年鑑別所が貸している衣類です。自弁衣類とは、入所時に持っていた衣類や差し入れられた衣類とタオルです。

２　貸与衣類は洗濯済みのものと交換します。交換日と交換できる衣類は表のとおりです。

３　未使用の衣類は交換しません。ただし、未使用であっても、汚れた衣類や、破れた衣類は交換しますので職員に申し出てください。

４　第２、第４木曜日の朝に枕カバー、布団・毛布カバー、シーツを回収します。起床後に取り外しておいてください。

５　月曜日から金曜日において、休日日課になった場合は、点呼後に貸与衣類のみ交換します。

６　自弁衣類は、「無料洗濯願」を提出した場合のみ洗濯できます。

７　自弁衣類の洗濯を希望する人は、ネットに入れて洗濯に出してください。

８　曜日ごとに洗濯できる衣類が指定されています。ただし、汚れがひどい場合など洗濯の必要がある場合は申し出てください。

９　祝日等で入浴日が変更になる場合は、入浴時の洗濯物は入浴日に変更します。

10　運動用の衣類については、運動に参加する人に貸し、終了後、回収し、洗濯を行います。

別表３

# 夏季洗濯予定表（おおむね６月～９月）

夏季（女子）

| 時間／曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 起床後 | | | | 第２・第４木曜日<br>・シーツ　・布団カバー<br>・枕カバー | | | |
| 入浴・シャワー時 | （貸与衣類）※交換<br>・トレーナー<br>・室内着下衣 | （貸与衣類）※交換<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・ポロシャツ | （貸与衣類）※交換<br>・トレーナー<br>・室内着下衣 | （貸与衣類）※交換<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・ポロシャツ | （貸与衣類）※交換<br>・トレーナー<br>・室内着下衣<br>・布巾 | | |
| | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | |
| | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | （貸与衣類）※交換<br>・室内用ハーフパンツ<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | |

補足説明

１　貸与衣類とは、少年鑑別所が貸している衣類です。自弁衣類とは、入所時に持っていた衣類や差し入れられた衣類とタオルです。

２　貸与衣類は洗濯済みのものと交換します。交換日と交換できる衣類は表のとおりです。

３　未使用の衣類は交換しません。ただし、未使用であっても、汚れた衣類や、破れた衣類は交換しますので職員に申し出てください。

４　第２、第４木曜日の朝に枕カバー、布団・毛布カバー、シーツを回収します。起床後に取り外しておいてください。

５　月曜日から金曜日において、休日日課になった場合は、点呼後に貸与衣類のみ交換します。

６　自弁衣類は、「無料洗濯願」を提出した場合のみ洗濯できます。

７　自弁衣類の洗濯を希望する人は、ネットに入れて洗濯に出してください。

８　曜日ごとに洗濯できる衣類が指定されています。ただし、汚れがひどい場合など洗濯の必要がある場合は申し出てください。

９　祝日等で入浴日が変更になる場合は、入浴時の洗濯物は入浴日に変更します。

10　運動用の衣類については、運動に参加する人にその都度貸し、終了後、回収し、洗濯を行います。

別表４

# 冬季洗濯予定表（おおむね１０月～５月）

冬季（女子）

| 時間／曜日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 起床後 | | （貸与・自弁衣類）<br>・パジャマ上衣<br>・パジャマ下衣<br>※貸与衣類は、交換。自弁衣類はネット。 | | 第２・第４木曜日<br>・シーツ<br>・布団カバー<br>・枕カバー<br>（貸与・自弁衣類）<br>・パジャマ上・下衣 | | | |
| 入浴・シャワー時 | （貸与衣類）※交換<br>・トレーナー<br>・室内着下衣<br>・フリース | | （貸与衣類）※交換<br>・トレーナー<br>・室内着下衣 | | （貸与衣類）※交換<br>・トレーナー<br>・室内着下衣<br>・布巾 | | |
| | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着（防寒用の下着を含む。）<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着（防寒用の下着を含む。）<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | （自弁衣類）※ネット<br>・室内着上衣１点<br>・室内着下衣１点<br>・Ｔシャツ又は肌着（防寒用の下着を含む。）<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | |
| | （貸与衣類）※交換<br>・防寒用の下着上下<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | （貸与衣類）※交換<br>・防寒用の下着上下<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | （貸与衣類）※交換<br>・防寒用の下着上下<br>・Ｔシャツ<br>・タンクトップ<br>・ショーツ、ブラジャー<br>・靴下、タオル | | |

補足説明

1　貸与衣類とは、少年鑑別所が貸している衣類です。自弁衣類とは、入所時に持っていた衣類や差し入れられた衣類とタオルです。

2　貸与衣類は洗濯済みのものと交換します。交換日と交換できる衣類は表のとおりです。

3　未使用の衣類は交換しません。ただし、未使用であっても、汚れた衣類や、破れた衣類は交換しますので職員に申し出てください。

4　第２、第４木曜日の朝に枕カバー、布団・毛布カバー、シーツを回収します。起床後に取り外しておいてください。

5　月曜日から金曜日において、休日日課になった場合は、点呼後に貸与衣類のみ交換します。

6　自弁衣類は、「無料洗濯願」を提出した場合のみ洗濯できます。

7　自弁衣類の洗濯を希望する人は、ネットに入れて洗濯に出してください。

8　曜日ごとに洗濯できる衣類が指定されています。ただし、汚れがひどい場合など洗濯の必要がある場合は申し出てください。

9　祝日等で入浴日が変更になる場合は、入浴時の洗濯物は入浴日に変更します。

10　運動用の衣類については、運動に参加する人にその都度貸し、終了後、回収し、洗濯を行います。